

第58号議案

品川区家庭的保育事業等の設備および運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和2年9月17日

品川区長 濱 野 健

品川区家庭的保育事業等の設備および運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

品川区家庭的保育事業等の設備および運営の基準に関する条例（平成26年品川区条例第24号）の一部を次のように改正する。

第24条第2項第2号中「第34条の20第1項第4号」を「第34条の20第1項第3号」に改める。

第38条第4号中「場合」の次に「または保護者の疾病、疲労その他の身体上、精神上もしくは環境上の理由により家庭において乳幼児を養育することが困難な場合」を加える。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（説明）家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準が改正されたことに伴い、居宅訪問型保育事業の対象を明確にするため、規定を整備する必要がある。